

令和 5 年 6 月

萩 市 議 会 定 例 会 議 案

議案目次

議案番号	件名	
5 3	令和5年度萩市一般会計補正予算（第3号）	1
5 4	令和5年度萩市国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算 (第1号)	7
5 5	令和5年度萩市下水道事業会計補正予算（第1号）	11
5 6	萩市税条例の一部を改正する条例	13
5 7	萩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例	17
5 8	萩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例	19
5 9	萩市火災予防条例の一部を改正する条例	21
6 0	工事請負契約の締結について	25
6 1	財産の取得について	27
6 2	字の区域の変更について	29
6 3	公共施設等運営権の設定について	31

議案第53号

令和5年度萩市一般会計補正予算（第3号）

令和5年度萩市の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるとところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第一条 賽入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ503,414千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,631,960千円とする。

（繰越明許費）

第二条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和5年6月21日提出

萩市長 田中文夫

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入		項	補正前の予算額	補正予算額	計
	款				
15.	国庫支出金		2, 872, 385	468, 765	3, 341, 150
1.	国庫負担金	2, 200, 774	△2, 415	2, 198, 359	
2.	国庫補助金	661, 699	471, 180	1, 132, 879	
16.	県支出金	2, 429, 062	△8, 935	2, 420, 127	
1.	県負担金	1, 054, 031	△8, 935	1, 045, 096	
19.	繰入金	2, 212, 361	31, 084	2, 243, 445	
1.	基金繰入金	2, 212, 361	31, 084	2, 243, 445	
21.	諸収入	719, 289	12, 500	731, 789	
4.	総入	269, 702	12, 500	282, 202	
	歳入合計	30, 128, 546	503, 414	30, 631, 960	

歳 出

(単位：千円)

款		項	補正前の予算額	補正予算額	計
2.	総務費		3, 803, 749	2, 500	3, 806, 249
1.	総務管理費		3, 322, 219	2, 500	3, 324, 719
3.	民生費		9, 055, 839	251, 181	9, 307, 020
1.	社会福祉費		803, 806	248, 640	1, 052, 446
5.	生活保護費		791, 227	2, 541	793, 768
4.	衛生費		3, 124, 242	50, 752	3, 174, 994
1.	保健衛生費		2, 322, 290	50, 752	2, 373, 042
7.	商工費		2, 242, 309	196, 072	2, 438, 381
1.	商工費		1, 644, 742	196, 072	1, 840, 814
10.	教育費		2, 521, 244	2, 909	2, 524, 153
3.	中学校費		461, 607	2, 909	464, 516
	歳出	合計	30, 128, 546	503, 414	30, 631, 960

費許明越繆表第2

(单位：千円)
額

議案第54号

令和5年度萩市国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第1号）

令和5年度萩市の国民健康保険事業（事業勘定）特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月21日提出

萩市長 田中丈夫

第1表 正予算補入歳入歳出

歳入		歳出		正予算補入	
	款	項	額	予算額	補正額
1.	国民健康保険料		867,993	△34,543	833,450
5.	繰入金	1. 国民健康保険料	867,993	△34,543	833,450
		1. 一般会計繰入金	654,724	34,543	689,267
		2. 基金繰入金	551,890	△15,134	536,756
	歳入	合計	102,834	49,677	152,511
			6,839,700	0	6,839,700

(単位：千円)

歳出

(単位：千円)

歳 出 款	項 額	補正前の予算額		補正予算額	計
		合	計		
歳出		6, 839, 700	0	6, 839, 700	700

議案第 55 号

令和 5 年度萩市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 5 年度萩市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の追加）

第 2 条 令和 5 年度萩市下水道事業会計予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に、次のとおり追加する。

事　　項	期　　間	限　度　額
公共下水道内水浸水対策事業	令和 6 年度	15,000 千円

令和 5 年 6 月 21 日提出

萩市長　　田　　中　　文　　夫

債務負担行為に関する調書

上段 補正後
下段 補正前

事 項	限度額	当該年度以降の支払 義務発生予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額	国県支出金	その他の
公共下水道内水浸水対策 事業 (5 年度)	千円 15,000 —	6 年度	千円 15,000 —	千円 4,500 —	千円 10,500 —
以 上 計	992,950 977,950		988,494 973,494	523,765 519,265	19,229 8,729
以 上 合 計	998,950 983,950		994,446 979,446	523,765 519,265	25,181 14,681

議案第 56 号

萩市税条例の一部を改正する条例

令和 5 年 6 月 21 日提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市税条例の一部を改正する条例

萩市税条例（平成 17 年条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 9 第 2 項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第 314 条の 9 第 2 項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第 36 条の 3 の 2 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。

第 38 条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第 1 項中「によって」を「により」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によつて」を「により」に改める。

第47条第1項中「給与所得に係る特別徴収税額の納税者」を「個人の市民税の納税者」に、「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「である場合においては」を「である場合には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)」を加え、「によって徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第82条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6

に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第15条の2第4項及び第16条の2第3項中「100分の10」を
「100分の35」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、
同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47
条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2第4項及び第
16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項
(この条例による改正後の萩市税条例(以下「新条例」という。)附則第
16条の2第3項に係る部分に限る。)及び第2項の規定 令和6年1月1日
- (2) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日
(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき萩市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与(以下この項において「給与」という。)について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車

税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に
対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

議案第 57 号

萩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

令和 5 年 6 月 21 日提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

萩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年萩市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項ただし書中「法第 19 条第 1 項第 3 号」を「法第 19 条第 3 号」に改め、同項第 1 号中「法第 19 条第 1 項各号」を「法第 19 条各号」に改め、同項第 2 号中「法第 19 条第 1 項第 1 号」を「法第 19 条第 1 号」に改め、同項第 3 号中「法第 19 条第 1 項第 2 号」を「法第 19 条第 2 号」に、「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に改める。

第 6 条第 2 項中「法第 19 条第 1 項第 1 号」を「法第 19 条第 1 号」に改め、同条第 3 項中「法第 19 条第 1 項第 2 号」を「法第 19 条第 2 号」に改める。

第 7 条第 2 項中「法第 19 条第 1 項第 2 号」を「法第 19 条第 2 号」に改める。

第 8 条中「法第 19 条第 1 項各号」を「法第 19 条各号」に改める。

第 13 条第 4 項第 3 号ア（ア）中「法第 19 条第 1 項第 1 号」を「法第 19 条第 1 号」に改め、同号ア（イ）中「法第 19 条第 1 項第 2 号」を「法第 19 条第 2 号」に改め、同号イ（ア）中「法第 19 条第 1 項第 1 号」を「法第 19 条第 1 号」に改め、同号イ（イ）中「法第 19 条第 1 項第 2 号」を「法第 19 条第 2 号」に改める。

第 15 条第 1 項第 3 号中「第 25 条」を「第 25 条第 1 項」に改め、同項第 4 号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第 20 条第 4 号中「法第 19 条第 1 項第 1 号」を「法第 19 条第 1 項」に改める。

第 35 条第 1 項中「法第 19 条第 1 項第 1 号」を「法第 19 条第 1 号」に改め、

同条第2項中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に、「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改め、同条第3項中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に、「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改める。

第36条第1項中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に、「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同条第3項中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に、「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「法第19条第1項第3号」を「法第19条第3号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第1項中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に、「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改め、同条第3項中「法第19条第1項第3号」を「法第19条第3号」に、「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に、「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に、「法第19条第1項第3号」を「法第19条第3号」に、「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同条第3項中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 58 号

萩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

令和 5 年 6 月 21 日提出

萩市長 田中文夫

萩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

萩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年萩市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第59号

萩市火災予防条例の一部を改正する条例

令和5年6月21日提出

萩市長 中文夫

萩市火災予防条例の一部を改正する条例

萩市火災予防条例（平成17年萩市条例第255号）の一部を次のように改正する。

目次中「第63条—第69条」を「第63条—第70条」に、「第70条・第71条」を「第71条・第72条」に改める。

第18条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあっては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあっては、充電ポスト

第18条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。

第18条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、

同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあっては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第23条第1項中「日本産業規格」の次に「（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。）」を加える。

第33条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第33条第5項中「前項」を「第3項」に改める。

別表第7を次のように改める。

別表第7 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第18条の2第1項の改正規定の施行の際に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の萩市火災予防条例（以下「新条例」という。）第18条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

3 新条例第33条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

4 この条例の施行の際に設置され、又は設置の工事がされている新条例第33条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第33条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第60号

工事請負契約の締結について

次のとおり請負契約を締結することについて、萩市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年萩市条例第24号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

令和5年6月21日提出

萩市長 田 中 文 夫

1 契約の目的 萩市防災行政無線ネットワークシステム第7期（旭地域）整備工事

2 工事場所 萩市旭地域

3 契約の方法 指名競争入札

4 契約金額 金188,650,000円

5 契約の相手方 山口県防府市駅南町19番2号

エクシオグループ株式会社 山口営業所

所長 和田 一秀

議案第61号

財産の取得について

次のとおり財産を買い入れることについて、萩市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年萩市条例第24号）第3条の規定により、市議会の議決を求める。

令和5年6月21日提出

萩市長 田 中 文 夫

1 買入財産 萩市消防団中央方面団新川分団CD-1型消防ポンプ自動車

2 買入れの方法 指名競争入札

3 買入価格 金20,791,270円

4 買入先 山口県山口市朝田10274番地4

株式会社クマヒラセキュリティ 山口支店

支店長 中村 幸一

議案第62号

字の区域の変更について

国土調査促進特別措置法（昭和37年法律第143号）第4条の規定により適用される国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による萩市大井地域の地籍調査の成果に係る山口県知事の認証のあった日から、本市の区域内の字の区域を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、市議会の議決を求める。

令和5年6月21日提出

萩市長 田中文夫

処 分 後		処 分 前			
地域名	字 名	地域名	字 名	地 番	地 目
大井	郷六	大井	後地	2890番4	宅地
〃	浦	〃	原畠	3066番1	〃
〃	〃	〃	〃	3066番2	〃
〃	原畠	〃	島田	3091番	畠
〃	後地	〃	郷六	3225番4	宅地
〃	島田	〃	〃	11131番	山林

処分前の土地に接する市有地である道路及び水路を併せて変更する。

議案第63号

公共施設等運営権の設定について

次のとおり浜崎伝建地区町家モデル施設の公共施設等運営権を設定することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第19条第4項の規定により、市議会の議決を求める。

令和5年6月21日提出

萩市長 田中文夫

1 公共施設等の名称

浜崎伝建地区町家モデル施設

2 公共施設等運営権者

神奈川県三浦市向ヶ崎町1—1

合同会社アタシ社

代表 三根 真吾

3 公共施設等の立地

萩市大字浜崎町16番地及び17番地

4 公共施設等の規模及び配置

(1) 規模

敷地面積 357平方メートル

建物 木造2階建て

建築面積 164.9平方メートル

床面積 197.5平方メートル

(1階：139.3平方メートル、2階：58.2平方メートル)

(2) 配置

別図のとおり

5 運営権に係る公共施設等の運営等の内容

(1) 運営業務

(2) 維持管理・保全業務

6 運営権の存続期間

公共施設等運営権の設定の日から令和25年3月31日まで

別図

